○四国地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号　四国中央市上分町字乗安四五七番一から同市上分町字乗安四四三番三まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月三十一日

○九州地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市海潟字脇登一九九〇番から同市海潟字柳山二五〇八番三まで	前	一四・四〇～一三七・二〇メートル	一・〇三三キロメートル
	後	一三・六〇～一三七・五〇メートル	一・〇三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十号　垂水市海潟字脇登一九九〇番から同市海潟字門ノ口二二七六番五まで　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月一日

○北海道開発局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号及び二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡余市町栄町一六七番から同町栄町二一二番一まで	前	一二・五〇～一一・四九メートル	〇・二八五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一一・五〇～一一・四九メートル B　一六・七七～二六・七六メートル	〇・三一四キロメートル 〇・二八五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道虻田郡喜茂別町字双葉八〇番一地先から同町字双葉一〇二番二地先まで	前	二六・六〇～二八・八〇メートル	一〇二キロメートル
	後	三二・二七～三八・三〇メートル	一〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十二号　北海道天塩郡遠別町字北浜一六九番一から同町字北浜一七一番一四まで　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

〃　北海道天塩郡遠別町字北浜一七一番二から同町字本町六丁目二六番二一まで　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二百三十五号及び二百三十七号　北海道浦河郡浦河町荻伏町一二〇番一から同町荻伏町八一九番まで　〃

供用開始の期日　平成二十六年一月三十一日

○沖縄総合事務局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月三十一日　沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千九百八十五号那覇広域都市計画公園事業

九・五・二平和祈念公園

三　事業施行期間　自平成七年十二月六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年1月31日

東北地方整備局長　小池　剛

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	多賀城市下馬五丁目175番2から同市下馬二丁目7番8までの下り線
		宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂13番21から同町松島字普賢堂32番8までの下り線
		宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂32番8から同町松島字普賢堂34番6までの上下線
		宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂34番6から同町松島字普賢堂54番4までの下り線
		宮城県宮城郡松島町松島字陰ノ浜9番5から同町松島字道珍浜6番4までの下り線